

資料2・二名の委員からの反対意見

① 昭和六十一年八月五日

地域改善対策協議会

会長 磯村 英一殿

地域改善対策協議会委員

山 本 登

要 望 書

本日、地域改善対策協議会総会に提出された基本問題検討部会の報告書は、審議期間の制扼があったことはたしかであるが、いくつかの重要な点について十分な審議がつけられないままにまとめられたうらみがある。協議会としての意見のとりまとめにあたっては、以下の点について十分に審議されることを要する。

一、地域改善対策協議会の所掌事務にて

らして妥当性を欠く内容が含まれて
いることは是非について
二、事実関係についての少数事例にもと
づく一般化が行われていることは是非
について
なお、意見は、協議会の意見にふさわし
い格調の高いものとしてまとめられること
を期待する。

②

山内委員の少数意見

私は、多数意見に反対する。その理由
は、次のとおりである。

一、地域改善対策協議会（以下単に「地対
協」という）の所掌事務は、総務庁組織
令第四〇条第一項によれば、「地域改善
対策特別措置法第一条に規定する対象地
域の地域改善対策として推進すべき施策
で関係行政機関相互の緊密な連絡を要す

るものに関する基本的事項を調査審議
し、及びこれらの事項に関し内閣総理大
臣又は関係各大臣に意見を述べること」
となっているが、この規定にいうところ
の「地域改善対策特別措置法に規定する
対象地域の地域改善対策として推進すべ
き施策」なるものが地域改善対策特別措
置法（以下単に「措置法」という）が現
に有効に施行されていることを前提とす
る観念であることは、その明文からし
て、多言を要しないところである。換言
すれば、協議会は措置法の実施機関に過
ぎず、措置法失効後の同和対策について
意見を具申することは、協議会の所掌事
務には属さないといわなくてはならな
い。このことは、協議会の存続期間が措
置法の有効期間と一致していることから
も、また、多くの行政機関が協議会の構
成員になっていることからもうかがい知
ることができるのである。

もちろん、措置法が失効したとして
も、その後にしかるべき同和対策が必要
であることは、十分に考えられるところ
であるが、そのために内閣総理大臣又は
関係各大臣に意見を答申すべき審議会、
調査会等の合議制機関を必要とするので
あれば、別に国家行政組織法第八条に基
つき、法律又は政令の定めるところによ
り、そのこと自体を所掌事務とする合議
制機関を設置すべきものであって、協議
会にその役割を代用させることは行政組
織法をみだすものである。

この観点から多数意見を見るに、その
内容のほとんどは、将来の同和対策を論
じているのであるから協議会の所掌事務
を逸脱しているといわざるを得ない。私
が多数意見に反対する理由の第一は、こ
の点にある。

二、次に多数意見の内容の可否自体を検討
するに、それには、私が強い批判を覚え
るものが極めて多い。内容に対する私の
批判を分説すれば、次のとおりである。
(一) 運動団体の確認糾弾行為が弊害を持
ち、同和問題を混乱させる原因になっ

ていること、したがって、同和問題を
解決するためには、確認糾弾行為の廃
絶を図ることが必要であるのは、多数
意見の指摘するところであろう。

しかしながら、確認糾弾行為には、
それなりによって来る理由があるので
あるから、その廃絶を図るためには、
所要の前提条件をみたされなければな
らない。その第一は、部落民に対する
他者の侮辱に対する処罰であり、その
第二は、就職差別を受けた部落民の救
済である。

(ア) まず侮辱に対する処罰であるが、
この処罰を仮に「特別侮辱罪」と呼
んでおこう。運動団体の確認糾弾行
為のねらいの一つは、侮辱に対し、
みずからの名誉を守るための反撃で
あるのであるから、「特別侮辱罪」
の制度が設けられていなければ、部
落民が確認糾弾行為にたよらざるを
得ないのは、事理の当然である。し
たがって、私は、確認糾弾行為の廃
絶を図るためには、「特別侮辱罪」
を設けるべきであると考えているの

であるが、多数意見は、その立法に
反対する。その理由とするところ
は、いくつかあるようであるが、い
ずれも首肯しがたい。

(1) 多数意見は、特別侮辱罪を設けな
くても、現行刑法の名誉毀損で十分
に対処することができるという。し
かしながら、部落民に対する侮辱は
個々の部落民に対する侮辱であるの
みならず、部落民集団に対する侮辱
を意味し、現行刑法の名誉毀損と
は、その性格を異にする。したがっ
て、これをもってしては十分に対処
することはできない。現に部落民に
対する侮辱が起訴又は処罰の対象に
なった事例があるかといえは、不幸
にして、私はこれを知らない。

(2) また、多数意見は次のようにい
う。

① 差別を根絶するためには、差別
を生み出している心理的土壌を改
めていくことが必要である。これ
は、啓発によって可能となるので
あって、刑罰によって達成される

ものではないのみならず、刑罰を課することは差別意識の潜在化固

② 仮に立法するにしても、量刑は、罰金等軽度なものにならざるを得ず、差別行為に対する抑止力としては疑問がある。

③ 告訴、起訴等によって、差別者が刑事手続の対象となれば、司法権尊重の立場等から、その間、人權擁護機関として啓発は抑制せざるを得ず、また、不起訴に終わった場合あるいは、刑の執行が終了した場合は、免責感あるいは、贖罪済みの感覚を与え、有効な啓発の実施が困難となる。」

しかしながら、私の見るところ、いずれも正当ではない。

① ①についていえば、多数意見は、刑罰の教育的効果を忘れている。

② ②についていえば、量刑は、罰金等軽度なものにならざるを得ないというのも独断であって、何もそのように限定しなければならぬとする

そうなるだけの話であってそのらみを欠けば、必ずやその一般の実効性は、たちまち崩壊することになる。したがって、救済命令の制度を否定することは、確認糾弾行為の機能を肯定しているものといわざるを得ない。

以上述べたように特別侮辱罪及び救済命令の制度を設けるとするならば、運動団体は、国家機関にその権利益の擁護を託することができるのであるから、確認糾弾行為をあえてする必要はないことにならう。

(二) 協議会の役割は、前述のように、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることにあるにもかかわらず、多数意見は、第三者であるジャーナリズム及び地方公共団体に対して、批判又は注文の言辭を述べている。

(一) 第一に、多数意見は、ジャーナリズムに対して「ジャーナリズムにおいては、同和問題については触れないことが賢明という固定観念が形成されているように見受けられる」

に足りる根拠はない。

③ ③については、不起訴に終わった場合あるいは刑の執行が終了した場合においても本人の自覚なり悔悟なりが不十分であるならば、これを啓発の対象としてなら差し支えな

い。なお、部落民に対する侮辱には定型性があり、構成要件の規定にさほどの困難があるとは思えない。

(1) 次に、いわゆる就職差別についてであるが、これについては、救済命令の制度を設けるべきであるというのが私の意見であるが、多数意見はこれに反対する。「就職差別を直接処罰することについては、現行労働法体系は、企業に対して採用時における契約の自由を認めており、求職者の採否は、企業がその者の全人格を総合的に判断してきめるものなので、採用拒否が同和関係者に対する差別だけによるものと断定して法を適用することは、極めて困難と考えられる。」というのがその反対の論理

ジャーナリズムにこの問題を避けて通ろうとする傾向があることはジャーナリズムの使命という観点からすれば、ジャーナリズム自体にも問題がないわけではない」という批判をしているが、これは、ジャーナリズムの操作を意図するものであり、憲法の保障する言論の自由に対する不当な干渉である。もともと多数意見は「今後、行政機関が同和問題に関する論議や情報、資料をできるだけ公開し、ジャーナリズムに提供していくことになれば、ジャーナリズムの固定観念も次第に払拭することができると思われる」と述べているが、行政機関が今日まで公開の義務をなおざりにしておきながら、かつ、また、その固定観念なるものについてジャーナリズムの側の意見を一言も聴取しないままに、かかるジャーナリズムの固定観念を指摘し、非難するのは軽率であり、非礼であるとのそしりを免がれないのではなからうか。

である。私は、救済命令の制度の創設を言っているのであって、直罰主義を主張しているわけではないが、それにしても、前記の文章は「現行労働法体系」の内容をいつているだけで立法措置の違憲性又は不当性を論証しているわけではないから意味がないのである。

なお、就職差別に対する救済命令の制度は、多くの外国に立法例があるのであるから少しはその立法例を調査して立論を展開してほしいものである。なお、就職差別の是正は、非権力的行為としての行政指導をもってなすべし、なすべきであって、救済命令の制度は設ける必要はないとする意見がある。たしかに、その行政指導は、一般の実効性を持つていようにも見受けられる。当局の説明によると、現実に生ずる就職差別は、年に一、二件程度に過ぎないとのことである。しかしながら、それは、運動団体の確認糾弾行為という「らみ」があるからこそ

(1) 多数意見は、昭和六十年三月に制定された「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」による刑罰制度を批判している。しかしながら、同条例は大阪府の議会がしかるべき審議を行って制定した自主立法であるから、協議会がその施行の実績をも精査せず、かつ、大阪府の意見を聴取することもなく、所論のような批判を加えることは、憲法の保障する地方自治の本旨を没却するとの感を禁じえない。

(3) 多数意見は、「そのためのひとつの方法として国、都道府県、市町村、民間企業等が参画した公益法人」の設立を提唱しているが、人材難からいっても、その非権力的性格からいっても、このような公益法人が有用な機能を發揮するとは到底思えず、現下緊要の行革路線に反する。